

2024 衆院選・2025 参院選選挙政策

目次

はじめに

1. 真の「政治改革」を実現し、市民の手に政治を取り戻します
 2. 憲法9条を活かし、反戦・非武装中立・非同盟の旗を掲げ、戦争準備を阻止します
 3. あらゆる差別をなくし、ジェンダー平等社会の実現をめざして
 4. 持続可能な地球環境を次世代へ
 5. 生きものと環境の未来を守るためにも脱原発
 6. 消費税縮小・廃止、全ての人々の生活を保障する税制へ
 7. こどもの成長を社会全体で支えます
 8. 高齢者の生活を社会全体で支えます
 9. 保健・医療・福祉の充実、利用しやすい生活保護制度で、いのちの安全保障を
 10. 人間らしく働き続けるための政策—貧困と格差の解消
 11. 教育—公的サービスの充実で、公平で豊かな学びを
 12. 農林漁業の育成—食の安全保障と温暖化防止
 13. 大規模自然災害への対応
 14. 地方自治の充実で地域を再生し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を
- 補論 今、必要とされる経済政策は

はじめに

今まさに、自公政権の下において「戦後政治の総決算」が完成されようとしています。

自公政権は、1994年の「政治改革」名で採用された小選挙区制度に依拠する独裁的政権です。小選挙区制度では、少数派は国会に代表者を送れず、政党助成金によって政党要件を満たさない少数派は存在を否定されるに至りました。その挙げ句が選択肢をなくされた多数の無関心層の出現です。保守の相対的多数派たる自民党と、自民党以外の政党の中で相対的多数派を占める公明党の野合で「一強多弱」と評される安定政権を維持する中で、腐敗を極めました。

その現れが、安倍政権下での森友、加計、桜を見る会問題であり、安倍暗殺で吹き出した統一教会問題であり、また、岸田政権の下での政治資金をめぐるパーティー券問題です。少数派がきちんと代表を国会に送ることができる選挙制度に改めない限り、多様性を反映した民主政治にならないことは明らかです。

そして、そのような独裁的な安定的政権の下で進められようとしているのが、「戦後政治の総決算」と言うべき中曽根・小泉・安倍という自民党タカ派が進めてきた方向性です。この国は、朝鮮戦争を契機として冷戦体制下で憲法の定めた非武装中立を犠牲にしながらも、日米安保を逆手にとって軽武装経済成長路線を取り、経済成長を成し遂げました。

しかし、それが頂点に達したのち1985年のプラザ合意によってこの国の形は様変わりしました。プラザ合意の円高容認で、この国の安定的雇用を支えた基幹製造業の多くは生産拠点を海外に移し国際資本化しました。そして、高度成長による人口の都市流入で人口減少が顕著であった地方に残っていた製造業の工場も、拠点を海外に移し地方は高齢化と過疎化が進みました。

また国内では円高による低物価を利用した非正規雇用等の創出による低賃金路線が取られ、日本のみが経済成長しない「失われた30年」が生まれました。他方、アメリカは相次ぐ戦争で国力を落とし、世界の警察官としての役割を放棄し、海外進出した日本資本保護のために日本政府に軍事的負担を求めました。

日米安保体制の下で東アジアに平和環境を創造しなかった責任に口をつぐみ、中国の台頭や北朝鮮の核武装を口実にアジア危機をあおり、日本にアメリカと一体とした軍事化を求め、国有化も含めて軍事産業を育成し、日本を「死の商人」の一員にすることさえ「経済活性化」と称しているのが、岸田政権が示した安保三文書の示した方向性です。

独占資本優先の政策で大企業の利益を確保する一方、既に「五公五民」とさえ言われる50%近い国民負担を、更なる消費税や社会保険等の国民の負担増によって財政危機を乗り越え軍事化する国家を支えていこうとしているのが現在の自公政権に他なりません。

このままでは、この国は、国民に結婚して子どもを産み育てることさえできないほどの負担を押し付ける過酷な政治を平然と行い、軍事行動すら平然と行うアジアの巨大な軍事国家に変質しかねません。

私たちは現在進められている政策を見直し、この国の明るい将来を切り拓いていくために本政策集を提示します。

1. 真の「政治改革」を実現し、市民の手に政治を取り戻す

リクルート事件に端を発した「平成の政治改革」により、衆議院の選挙制度が中選挙区制度から小選挙区制度に比重を置いた比例代表並立制に変更されました。また、「金のかかる」選挙制度自体の見直しもせず、企業団体献金禁止と引き換えに政党助成制度が導入されました。

これら「改革」を主導した政治家・メディア・有識者は、こうした政治腐敗の解決策として、「政権交代可能な二大政党」による政治システムへと誘導し今日に至っています。しかし、この30年間の日本の政治はどうだったでしょうか。「政治とカネ」の問題は一層悪質となり、「政権交代」も2009年の民主党政権の一度のみ、それ以外は自民党を中心とする政権が一貫して続き平和憲法も危うくなっています。

また民主主義という視点から見ても、小選挙区を中核とする選挙制度の下では、多様な意見は選挙での選択肢を失い、投票率も低下しています。私たちが一票を投じたところで政治は何も変わらないと深刻な政治不信が深まっているのではないのでしょうか。

- (1) 「平成の政治改革」の失敗を清算し、政治家のための政治ではなく市民本位に改革する
- ・「政治とカネ」をめぐる不正をはたらいだものに対する厳罰化。「政治腐敗防止法」制定。
 - ・企業・団体献金、政治資金パーティーの禁止など政治資金の透明化を図ります。
 - ・衆院選挙制度を多様な民意の反映ができるよう、小選挙区制を廃止し、中選挙区制の検討も含め、比例部分を拡大しつつ全国一区型「比例代表制度」をめざします。(無所属候補・政党候補との取扱いは対等・平等なものとしします)。
 - ・カネのかからない選挙(選挙の完全公営化)の実現を目指します。現在の政党助成制度のあり方についても、選挙公費助成を増やすなかで見直していきます。

- (2) 政党の自由な政治活動を保障する
- ・政党要件規定により、政治活動を行う団体が「政党」と「政治団体」に区分され、無所属や「政治団体」は選挙参入など多くの面で制約を受けています。かかる不平等解消のため、政党要件制度は見直します。
 - ・政党の自律的・自由な活動は保障されるべきであり、いかなる名目を理由としても「政党法」導入には反対します。

(3) 市民の政治参画により民主主義を活性化・蘇生させる

- ・憲法上の権利である参政権の一つである「被選挙権」が国際的にも突出した「供託金」制度等により事実上行使できません。議員は「世襲」「組織代表」などが圧倒的多数を占めます。市民が自由に立候補できるような諸施策を講じます。(若者・女性・社会的、経済的弱者・障がい者の人たちの声が名実ともに反映する制度を目指します)。
- ・国政選挙の供託金を10分の1の30万円、自治体選挙の供託金をゼロにする。また選挙費用についても公費助成を拡充する。
- ・被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ18歳とする。(若年世代の政治参画促進)
- ・議員定数削減には反対します。メスをいれるべきは議員特権などの縮小、議員歳費の適正化と考えます。

国内各公職選挙の立候補における供託金一覧

衆・参 比例代表	600万円
同 選挙区	300万円
*1 衆院選重複立候補の場合、供託金は 600万円	
都道府県知事	300万円
政令指定都市市長	240万円
市長・特別区長	100万円
町・村長	50万円
都道府県議	60万円
政令指定都市市議	50万円
一般市・区議	30万円
町・村議	15万円

*2 自治体(市町村)の区分と人口はバラバラ・供託金は区分通り。

・政令市で70万人程度(熊本市・神奈川県相模原市・岡山市の各市)、67万人まで落ち込んだ静岡市。特別区では世田谷区、練馬区、大田区の各区は政令市並み(70万人超)。一般の市人口では上位は千葉県船橋市、埼玉県川口市、鹿児島市、東京都八王子市など60~70万人から下位は2600余人の歌志内市、1万人未満の夕張市、三笠市、赤平市(いずれも北海道)、1万人をやや超えたところとして室戸市、土佐清水市(いずれも、高知県)、石川県珠洲市などがあげられます。町村においても広島県府中町は5万人、沖縄県読谷村4万人程度です。以上のように人口逆転現象がありながら、供託金は公職選挙法規定のま

まです。このような人口格差を放置し金額を設定すること自体、時代錯誤と言えます。「選挙供託金」制度の撤廃を含めた大幅削減は、被選挙権を実効ならしめる民主主義の土台として必要不可欠と考えます。

2. 憲法9条を活かし、反戦・非武装中立・非同盟の旗を掲げ、戦争準備を阻止します（注：非同盟政策について）

ロシアのウクライナ侵略、イスラエルがパレスチナ・ガザで繰り返しているジェノサイド（大量虐殺）によって世界は大きな岐路にたっています。戦争はおきてしまったら武力による決着になります。新社会党は戦争をおこさせないための安全保障を提案します。

（1）「抑止力」、ゆきつく先は核兵器

「ウクライナは明日の台湾」などと「抑止力」強化が叫ばれています。「相手を負かす軍事力をもてば攻められない」というのです。しかし日本が「敵基地攻撃能力」保持に向かえば、近隣の国々は「日本は専守防衛から先制攻撃の用意をはじめた」と見なします。そしてお互いにより強力な「攻撃能力」保持の競争、相手国民の殺傷能力の競争がはじまります。その行き着く先は核兵器です。プーチン大統領は核兵器使用をほのめかしました。自民党や維新は米国との「核共有」まで狙っています。

唯一の戦争被爆国・日本こそ、この地獄への競争を止められます。まず核兵器禁止条約に署名しましょう。「拡大抑止力」の名による米国の核兵器依存を止めましょう。

（2）安全保障はミサイル配備中止と安保法制廃止で

自公政権は日本の安全を危うくしてきました。その諸悪の根源は日米安保条約で、その延長線上にあり、ついに集団的自衛権に踏み出したのが安保法制で、自衛隊が米軍などを支援する法律です。新社会党は安保法制を廃止するとともに、これまで密室協議で米軍の行動を決めてきた日米合同委員会の廃止や、それを規定している米国優位の日米地位協定の廃止をまず求めます。

政府は「台湾有事」の際にも安保法制の適用を検討しています。今春、オーストラリアと「日豪円滑化協定」という日米地位協定に準ずる軍事協定が対中国を意識して締結されました。辺野古基地建設の強行だけでなく、鹿児島県から台湾の隣まで延びる南西諸島に日米共同でミサイル配備も含めた軍事基地化が進んでいます。さらに、日本全土の基地化を目論んでいます。

ロシアの隣まで NATO を拡大しようとしてプーチンの暴走を誘発したのです。日米の対中国軍事包囲網は緊張を拡大するだけです。

（3）税金は武器から人へ

政府は防衛費を倍増（対 GDP 比 2%）しようとしています。金額にすると 12 兆円程度で消費税税収の半額近くで、国民一人当たり 10 万円給付にほぼ匹敵します。

イージス艦 2 隻だけでも当初 4500 億円といわれたのが 9000 億円で、三菱重工の中距離弾道ミサイル開発費だけで 1000 億円、辺野古新基地総工費は軟弱地盤が見つかり当初試算の 2.7 倍 9300 億円で、反対運動弾圧のための民間警備会社に完成まで支払う金額は見積りだけで 1700 億円と軍事費バブル状態です。

「経済安保法」は、米欧との防衛装備品共同開発や産軍学共同の推進など、日本の防衛産業育成も狙いです。景気と無関係に税金で必ず保証される「防衛費」は防衛産業の垂涎の的です。防衛産業を拡大する武器輸出に反対します。

戦費の調達増税（消費税増税を含め）が常套手段で、消費税増税の理由にもされかねません。そのようなことにならないように消費税廃止をめざし、まずは 5%に引き下げます。

（4）9 条こそ戦争抑止力 東アジア平和地帯を

ウクライナ侵略をきっかけに世界は一斉に軍拡に向かいかねません。冷戦停止以来、各国の防衛費と核兵器の削減が進んだのに逆転。だからこそ 9 条はパンドラの箱の底にいる希望です。「国防強化が普通の国だから」と、日本まで同調したら世界に戦争の火種がいつそう広がるでしょう。

緊張が続く東アジアで平和構想を提唱する資格は日本にこそあります。「敵基地攻撃能力」や 9 条改憲を口にして、その資格を放棄するのは愚の骨頂です。

日本の貿易先は中国が 1 位、米国が 2 位。韓国の輸出先の 4 分の 1 は中国で、中国の貿易相手は 1 位が米国、2 位が日本、3 位が韓国です。経済的に支えあい交流しあい、朝鮮の南北分断も解決していきましょう。

（5）9 条改憲で自由はなくなる、改憲議席の 3 分の 2 を許さない

自民党の狙う憲法への自衛隊明記や非常事態条項新設は、人びとの自由を奪います。自衛隊の明記は 9 条 2 項の「戦力不保持」「交戦権の放棄」を上書きし抹殺することです。軍隊による殺人を公認し、戦争目的に沿う社会のシステムをつくることになります。軍事裁判所の設置、報道統制、言論・集会規制、機密保持の義務化、監視社会等々につながります。すでに重要土地規制法、改悪警察法、マイナンバー制度の推進、経済安保法など下準備が着々とされています。

自公政権は米中対立やウクライナ問題に乗じて、憲法改悪に意欲的です。憲法審査会は衆院では毎週開催にまでなりました。

前回の参院選で改憲勢力に 3 分の 2 以上を許したため、2025 年までは改憲発議がいつでも可能な改憲派「黄金の 3 年間」です。来年の参院選では護憲勢力の 3 分の 1 以上を勝ち取りましょう。そして参院選挙を通じて 9 条改憲阻止の連帯の輪を全国に広げましょう。

(注) 党内議論の中で、非同盟については削除すべきとの意見がありましたが、以下の見解を付し、削除しないことにします。

※「非武装中立・非同盟政策について」の説明

①絶対非戦の立場からする非武装中立・非同盟政策を堂々と主張していくことが、益々求められていると考えます。

②私たちの安全保障論は、「武装によらない」、つまり（軍事的）「抑止力」に頼らない安全の確保の具体的な方針を提起することです。その解答が「非武装」による安全確保の方針提起であり、国際政治における軍事力を根底に据えた同盟ではなく、全方位友好関係の樹立を目途とする中立政策です。

③軍事力の強化が安全を担保すると思えるのは、単なるドグマ（独断、教条）です。強大な軍事力を保有した国家は、帝国日本の中国侵略、戦後アメリカのベトナム侵略をはじめ、2022年のロシアのウクライナ侵略など、強大な軍事力を侵略や侵攻の手段として用いるのです。

同盟も、戦争を呼び込む条約であり、軍事至上主義を前提にした軍事ブロックです。非武装中立論とは、同盟の危険性と抑止（力）の虚構性を剥ぐことによって成立します。同盟は相手国に脅威を与えますが、中立は脅威の存在とはなりません。

④中国の軍拡や海洋進出、朝鮮のミサイル発射実験への対応も、軍事力ではなく、外交力を発揮する問題であり、それ以外の方法はありません。

⑤軍事優先の安全保障の危険性と非現実性を学び通し、徹底した軍縮の提唱と実施のなかで、非武装中立・非同盟政策の実現こそが、現在において益々重要な政治選択であり、政策実現が求められる。立憲民主党のごとく、「日米同盟基軸」が結局は軍事優先の軍事的安全保障に行き着くことは自明です。

3. あらゆる差別をなくし、ジェンダー平等社会の実現をめざして

憲法第24条は、婚姻および家族に関する事項について個人の尊厳と両性の本質的平等をかけた、「家制度」の縛りから個人を解放しました。これは単に婚姻のことだけではなく、男女が平等であることが根底にあります。

しかし、憲法施行から77年たっても男女の格差は広がるばかりです。日本の2024年のジェンダーギャップ指数は0.663（23年は0.647）で、146カ国中118位でした。

新社会党は、憲法が保障したはずの男女平等社会を実現するための社会制度改革と法整備に正面から取り組みます。

(1) 女性の社会的権利の確立

政府は1985年に「女性差別撤廃条約」を批准するために国内法を整備し、5月に「男女雇用機会均等法」を成立させました。しかし、同年6月に「労働者派遣法」も成立させました。以降非正規で働く人が増え続け、現在では約4割が非正規労働者でそのうちの約7割を女性が占めており、男女の賃金格差は増々拡大しています。

とりわけ、女性が家庭内で「無償」で担わされてきた、介護・障害福祉・保育の分野のケア労働は軽視され、賃金は労働者の平均賃金より月10万円も低くなっています。

女性の社会的権利を確立するため、以下の政策実現に向け取り組みます。

- ① 選択的夫婦別姓制度の早期実現
- ② 非正規雇用をなくし正規雇用に
- ③ 男女の賃金格差や昇進昇級差別、「間接差別」撤廃
- ④ ケア労働者の労働条件と待遇改善・賃金の大幅引き上げ
- ⑤ 女性議員を増やすために「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の実効と「クォータ制」の導入
- ⑥ 「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准と法制度改革

(2) 社会保障・税制度を家族単位から個人単位へ

日本の社会には「男は仕事・女は家庭」という「性別役割分業意識」が根強くあり、社会保障制度そのものも「男性稼ぎ主モデル」、つまり夫が働き妻や子を扶養するという「家庭」を標準にして作られています。

年金第3号被保険者制度は妻の年収が130万円未満であれば保険料が免除されるので、この「年収の壁」を超えないよう「就業調整」を行っています。つまりこの制度そのものが女性の自立や社会進出を大きく妨げ、男女の賃金格差にもつながっています。「性別役割分業意識」をなくすために、社会保障や税制度を世帯単位から個人単位に変更し、既婚・未婚を問わず個人の働き方・暮らし方の多様性を前提として誰もが生きやすく、平等な社会の実現をめざします。

- ① 「配偶者控除」、「扶養控除」を廃止し、一人ひとりの「基礎控除額」を大幅増
- ② 「第3号被保険者制度」の廃止。全額税による「高齢者基礎年金」制度の創設
- ③ 税や社会制度を世帯単位から個人単位に改革

(3) 性差別社会からの脱却を

夫からの暴力、性暴力、家庭での居場所を失った少女たちや、シングルマザー、高齢、外国籍などの女性の困難を生み出しているのは、日本の「性差別社会の構造」そのものです。

これまでは「旧売春防止法」を法的根拠とした差別的な「保護更生」しかありませんでしたが、これら

の女性を支援するために 2024 年 4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この「新法」を真に実効あるものにさせるために、国や自治体に積極的にはたらきかけをしていきます。また、2019 年にできた ILO 第 190 号条約を批准させるための取り組みを進めます。

- ①「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を実効あるものにするための取り組み
- ②刑法を国際水準の性犯罪処罰規定に改正
- ③ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」を批准できる包括的な禁止規定を定めた法改正を求める
- ④リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性や体のことを自分で決め、守ることができる権利）の実行を
- ⑤性搾取に関する「北欧（平等）モデルの推進」

（４） 多様な性を認め合える社会へ

性的マイノリティの方たちは人権を否定され、長い間差別され続けて来ました。23 年 6 月 23 日に「LGBT 理解増進法（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法）」が施行されましたが「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」との内容が盛り込まれたことに対し、当事者や支援団体からは批判の声が上がっています。性的マイノリティの権利確立は少しずつ前進し始めましたが、その一方で、保守派からのバッシングが強まり、性的少数者の権利確立を求める人々の間でも、異なる主張があります。自分と異なる他者を排除するのではなく、リスペクトすることが必要です。

- ①同性婚の早期実現
- ②パートナーシップ条例・制度（同性カップルの権利保障）の推進
- ③多様な性の在り方を尊重しあえる「LGBT 差別解消法」の制定

性搾取に関する「北欧（平等）モデル」とは

人権論と売買春サイババーの声にもとづいたもので、スウェーデンやノルウェーなどの北欧諸国が先駆的に導入したので、北欧モデルと言われています。売買春そのものが、その中の女性たちおよびすべての女性に対する男性の性的搾取・暴力・構造的差別にもとづいており、したがってそれ自体が人権侵害であるという考えから、その中で被害を受けている当事者（つまり被買春女性）を非犯罪化しつつ、買春者を業者とともに犯罪化し、被買春者には必要な支援と離脱サービス等を手厚く提供し、買春者には一定の処罰と再教育を与えるという法的アプローチです。

4. 持続可能な地球環境を次世代へ

地球環境の持続可能性の追求には、これまでの〈経済に配慮〉重視から〈生態系との共生〉に軸足を移します。環境を中心とした産業・雇用を創出します。

(1) エネルギー転換を中心とした気候危機対策を

- ①エネルギーの地産地消と多様化のため、地域に応じた再生可能エネルギーの比率を増やし、原発、石炭火力はゼロに、過渡期のつなぎの天然ガスは最小限とします。
- ②減税、補助金を活用して、省エネ、再エネ住宅化を推進します。
- ③公共建築の省エネ、再エネ化を強力に推進します。
- ④自動車優先社会を見直し、鉄道等公共交通機関、自転車、徒歩への転換と、カーシェアやコミュニティバスの普及で、自動車利用を抑制します。

(2) 公共財としての水を大切に

- ①水道事業の民営化に反対し、民営化されたものの再公営化を行います。
- ②PFAS（有機フッ素化合物）の規制について、法的義務を欠く現行の暫定目標値による水質管理を改め、水質基準を設定し、検査や基準を超えた場合の削減策を義務化します。個別汚染に対し、汚染源調査、検査等を実施します。

(3) ごみ・廃棄物の発生抑制と適正処理を

- ①3R（リデュース：減量、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）のうち、発生抑制をより重視したごみ減量と生産者責任の強化を進めます。
- ②プラスチックごみによる海洋汚染対策の強化を行います。

(4) 生物多様性に配慮した自然環境保全を

- ①在来種の絶滅につながる侵略的外来種は駆除します。
- ②都市部におけるみどりのネットワークづくりを小規模なものからでも進めます。

(5) 環境行政の質的向上と環境破壊的事業の中止を

- ①情報は積極的に公開・発信し、環境アセスメントや計画策定への市民参加、国と地方自治体の予算の一定割合のグリーン化を行います。
- ②大量生産、大量消費、大量廃棄の生活スタイルの転換を目指します。
- ③公教育における環境問題学習を増やします。
- ④沖縄の新基地建設やリニア新幹線等、環境破壊的な既存事業の中止・見直しを行います。

5. 生きものと環境の未来を守るためにも脱原発

(1) 2023年通常国会で成立したGX法(「脱炭素電源法」)は、「原発の最大限活用」をかけた、①60年超へ運転期間の延長(停止中は期間に含めない)、②廃炉決定原発の次世代革新炉への建て替え、③核燃サイクル推進と高レベル廃棄物最終処分に向けた国主導の取組み強化などを明記しました。

原発の再稼働は、高浜、美浜などの老朽原発を含め強行されています。政府は東京電力柏崎刈羽原発(新潟県)の再稼働を急ぎ、3月にはIAEA(国際原子力機関)に30億円の支援を表明して、汚染水問題と柏崎刈羽再稼働にむけた評価活動への協力をとりつけました。

(2) 能登半島大地震では、停止中の志賀原発の使用済み核燃料プールの水があふれ、1号機冷却ポンプは40分間停止しました。外部電源も一時不能になりました。震源から離れた柏崎刈羽原発も使用済み核燃料プールから水があふれました。原発事故を想定した避難計画が地震など『複合災害』の場合は多数の道路が寸断され、全く机上の空論であることも明らかになったのです。

原発推進の立場にあるIAEAですら、原発の安全には「5層防護」が必要としていますが、その「5層目」である「住民の避難」は日本の原子力規制基準には含まれていません。地震大国・日本においては、住民を被ばくさせずに避難させることはできないことが改めて明らかになりました。

(3) 福島の避難指示区域11市町村は高線量にもかかわらず、殆んどが避難解除されて「帰還」を奨励されています。しかし、8万人の避難者に対し解除後の居住人口は1.6万人にすぎず、そのうちかなりの人数は廃炉関連従業員や自治体が補助金を出した他県からの移住者です。政府試算ですら福島第1原発の事故処理費用は21.5兆円から23.4兆円に増えるとされています。日本経済研究センターは、2019年試算で事故処理費用を81兆円としています。

(4) 汚染水の処理方法は、発生場所から外に出さないことが原則であり、それに基づいた専門家からの多くの案が出されているにもかかわらず、最も安価・安易な処理方法である海洋放出を強行しました。

しかし、中国と韓国だけでなく南太平洋18ヵ国・地域の「太平洋諸島フォーラム」も放出には『強い懸念』を表明し、中国の水産物の暫定的禁輸を招いています。全漁連の反対を抑えるために、水産物の買取りや保存経費、新たな漁場開拓経費などで1000億円を計上、他に800億円の支援基金も積み増すなど本末転倒の「糊塗策」と言わざるを得ません。3月の福島県沖震度5地震の際、汚染水海洋放出は一時停止されました。東電・政府は、トリチウム以外の放射性物質は、ほぼ除去できていると主張していますが、基準を超えるストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性核種が含まれています。現在の処理技術は、すべての核種を取り除くことは実用化に至っていません。甚大事故を起こした原発からの汚染水放出は、通常の「処理水」放出とは全く違う性格であることをもの語っていると言えます。

(5) 原発から生じる高レベル放射性廃棄物(核ごみ)の処分方法はめども立たない状況です。最終処分場候補地とされた北海道寿都町、神恵内村は土地掘削による概要調査へ進もうとしています。鈴木知事は「現時点では反対」としています。佐賀県玄海町も文献調査の受け入れを表明しましたが、多くの反対を受けています。原発を稼働してきた日本にとって、「核ごみ」の処分は避けて通れない課題ですが、地震大国日本において地中深く埋める「最終処分」の適地はありません。

今、ただちに行うべきは、原発を稼働することをやめて、これ以上「核ごみ」を増やさないことです。

福島第一原発の「汚染土」を利用する「実証実験」がつくば市、新宿区、所沢市で行われようとしています。安全性が立証されておらず強い反対を受けています。「汚染土」の総量を減らす安易な目的のために、公共事業等に使うことは認められません。

次の政策を実施します。

- ① GX法の廃止を求め、どのような形態での原発新設はもとより、再稼働を中止し、全原発の廃炉を急ぎ、再生可能エネルギーへの転換をはかります。
- ② 「複合災害」を想定した避難計画を規制基準に盛り込ませ、抜本の見直しを求めます。
- ③ 福島原発事故被害者の「ふるさと喪失」への賠償と、国・東電に謝罪を求める各種訴訟への支援を強め、司法の正しい判断を求めます。
- ④ 既に破綻が明らかな核燃料サイクルへの税金投入をやめさせ、原発事故を起こした電力会社等への賠償等の責任を問う枠組みを作らせます。
- ⑤ 汚染水放出の即時停止を求め、「(福島原発事故)放射性物質への対処に関する特別措置法」によるダブルスタンダード(平時100ベクレル・事故時8000ベクレル)を改めさせ、「低レベル廃棄物」再利用の名による全国的な拡散に反対します。

6. 消費税は縮小・廃止を 全ての人々の生活を保障する税制へ

(1) 消費税の世帯の平均負担額は約28万円余(21年度)。消費税は低所得層ほど収入に占める割合が高く、かつ、非課税世帯・赤字事業者へも、課税するむごく容赦のない税です。したがってまず税率を5%に引き下げるなど、消費税の縮小廃止を進めます。

その代替財源は「(2)「応能負担原則」の復権を」にあるように税を負担する能力のあるものに適正な負担をさせることによってまかさないです。

また、導入されたインボイス制度は廃止します。約1000万人の対象者の粗利益は平均年154万円と言いますから「弱い者いじめ」です。

なお、経団連の主張は消費税増税と法人税引き下げです。

(2) 「応能負担原則」の復権を

- ①配当金・株式売却益など金融所得（不労所得）への課税を強化します。現行は低率で 20%（所得税 15%+住民税 5%）。他の所得と合計し「総合課税（最高税率 55%）」にするか、金融所得課税の累進性を強めます。
- ②大金持ちへ大幅減税してきた所得税・住民税の最高税率を消費税導入前の 65%（現行 55%）へ戻します。相続税最高率も消費税導入時の 70%（現行 55%、対象者は相続額 6 億円超）へ戻します。また、医療・介護の保険料も累進制を強化します。
- ③法人所得税は一律でなく 5%~45%までの超過累進課税にします。これにより中小企業の税負担を軽減させ、併せて大企業の租税特別措置の見直しで税収が約 19 兆円増えます。
- ④有価証券取引税を復元します。日本の株式等の取引額は 1 日平均 4.6 兆円、為替取引は 1 日平均 60 兆円です。財源確保と共に投機マネーを規制できます。
- ⑤宝石等の贅沢品に高い物品税を課します。
- ⑥総資産額から負債額を差引いた純資産額へ課税する富裕税の復活も目指します。
- ⑦タックスヘイブン（租税回避地）は大企業や富裕層が主な利用者です。数百兆円規模と推測され、この税逃れ対策を強化します。

(3) 給付付き税額控除制度の創設（注）

「給付付き税額控除」制度とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度です。「課税最低限」以下の人や十分な納税額がない人に対しては「給付」を行うものであり、低所得層に対する社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みです。多くの国では、低所得家庭に対して給付付き税額控除制度が導入されており、所得再分配機能を強める方策の一つとして意義ある政策です。

(4) 税制は「世帯単位」から「個人単位」を基本に

税制は世帯単位から個人単位へ改革します。具体的には「配偶者控除」「扶養控除」等をなくし、代わりに一人ひとりの「基礎控除（現行 48 万円以下）」を「生存権」と位置付け、大幅に拡大します。これは個人の人権を確立することに繋がり、ジェンダー平等社会につながります。

（注）党内議論の中で、給付付き税額控除については消費税の存続を前提に行われており、削除すべきとの意見がありました。確かに消費税を前提とする給付付き税額控除の類型が下記の通りあり、国内でも消費税を温存するための主張があることは承知しています。しかし、党は従来の消費税の縮小廃止方針を変えるつもりはなく、以下の解説を付し、削除しないことにします。

※「給付付き税額控除」の解説

給付付き税額控除とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度です。

所得控除と税額控除の違い（図表1を参照）

所得控除は、税率を乗じる前の所得から控除します。累進税率の下では、高所得者ほど税の軽減額が大きくなります。

税額控除は、税率を乗じた後の算出税額から控除します。高所得者と低所得者で同額の税額を軽減できます。

どちらも納税額が減ることには変わりありませんが、垂直的公平性や課税ベースの広さの観点からは、税額控除が望ましいとされています。

給付付き税額控除の特徴

「課税最低限」以下の人や十分な納税額がない人に対しては「給付」を行うものであり、低所得層に対する社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みです。

給付付き税額控除の類型（図表2を参照）

諸外国では、既存の社会保障制度における問題点を解決するための一方策として、就労支援、子育て支援等を目的とした既存の制度との関係を整理した上で、それらを補完、あるいは改組する形で「給付付き税額控除」が導入されています。

1、「勤労税額控除」

勤労所得のある世帯に対して、主として低所得者の勤労意欲の促進を目的として、勤労を条件に税額控除（減税）を行い、所得が低く控除しきれない場合には給付するものです。

アメリカやイギリスにおいては、低所得者に対して定額の社会保障給付が行われていたため、働けるのに働かないという問題が生じていたと言われ、勤労を前提に、所得に応じて給付を行う「就労税額控除」（いわば賃金率の嵩上げ）を導入し、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行っています。

2、「児童税額控除」

母子家庭の貧困対策や子育て家庭への経済支援を目的とするもので、一般に子どもの数に応じて税額控除額が決定され、所得が一定額を超えると逡減されるものです。

イギリスやカナダにおいては、育児支援策が複数の制度にまたがっており、行政コストの増大を招いていたことから、これらを整理し、「児童税額控除」が導入されました。

3、「消費税逆進性対策税額控除」

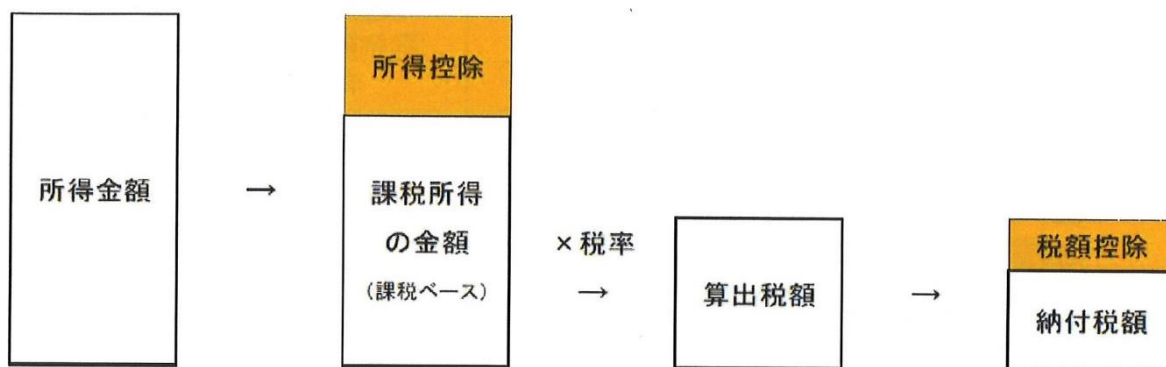
消費税が持つとされる逆進的な性質を緩和する仕組みです。

カナダにおいては、G S T（付加価値税）導入と同時に、G S Tの負担軽減とともに、州ごとに異なっていた生活保護制度を補完する観点から、G S Tクレジットが導入されました。

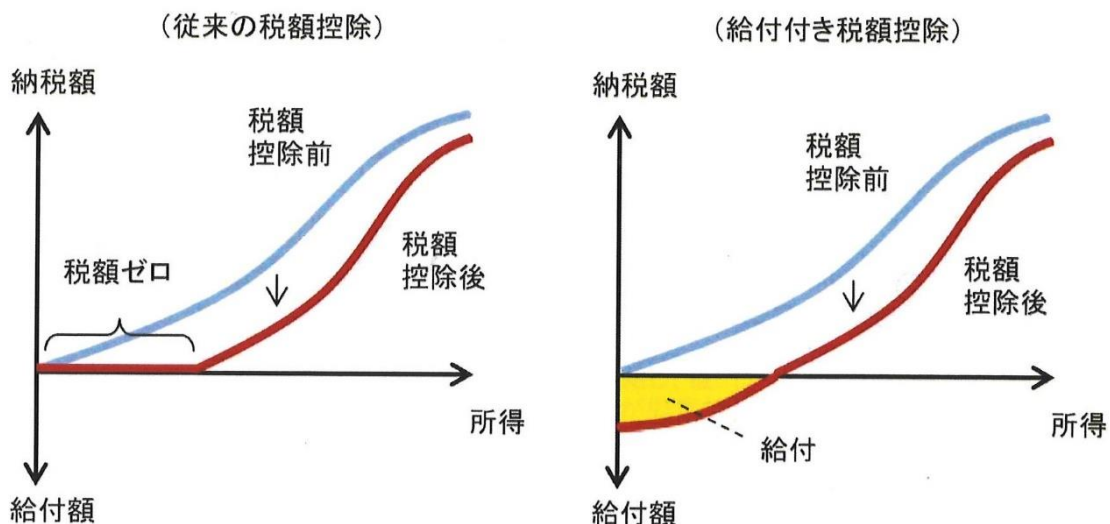
立憲民主党の提唱している給付付き税額控除は、消費税の引き下げを行わず給付を行うもので、この類型に近いと言えます。

(図表 1)

【個人所得課税の計算フロー】



【従来の税額控除と給付付き税額控除のイメージ】



(図表 2)

給付付き税額控除の具体例

(単身世帯の税・社会保険料負担に 30 万円の税額控除した場合)

(万円)

給与収入	税負担 (国税・地方税合計)	社会保険料 (10%)	個人負担合計	減税(税額控 除)額	差し引き
100	0	10	10	30	▲20 (給付)
200	10	20	30	30	0
300	19	30	49	30	19
350	23	35	58	0	58

(注)社会保険料(本人負担分)は 10%と仮定、課税最低限は 114 万円

7. 子どもの成長を社会全体で支えます

24 年 2 月 27 日、厚生労働省は「2023 年の人口動態統計 (速報)」を公表した。23 年に生まれた子どもの数 (外国人を含む出生数) は 75 万 8631 人で、8 年連続で減少し過去最少となりました。婚姻数も 48 万 9281 組で、戦後初めて 50 万組を割りました。出生数は前年初めて 80 万人を下回り、減少スピードに拍車がかかっています。

国立社会保障・人口問題研究所が、2023 年 4 月公表した将来推計人口では、出生数が 50 万人を切るのは 2070 年以降としていましたが、このまま推移すると 2035 年にも 50 万人を割り込むと想定されます。

日本経済は、1990 年前半のバブル崩壊以降長期停滞に陥り、新自由主義政策を取り、就職氷河期世代を生み出しました。自由な働き方を掲げた結果、多くの若者は「選択の自由」の名の下に、「自己責任の蔓延」で非正規・低賃金の労働者に追い込まれました。そのため、結婚できない若者が増え、出生率が低下しました。このように出生率の低下の原因は社会的な要因によるものです。

自公政権は「異次元の少子化対策」を打ち出していますが、少子化の真の原因を踏まえない、危機感を欠く対応に終始しています。児童手当の高校生までの支給など、肯定できるものもありますが、極めて不十分です。

若者ならだれでもが結婚できる所得が確保できること (非正規から正規職への転換、最低賃金の大幅

引き上げ)、子育てにかかる費用の軽減、男性の家事、育児参加の促進など、抜本的な対策を行うことが求められます。

- ①子育ての財源確保のための健康保険料への上乗せ徴収に反対し、大企業の法人税や金融所得税を財源とすることを求めます。
- ②児童手当を「子ども手当」に改組し、すべての子どもに月額 3 万円を支給します。(第 3 子以降のみを月額 3 万円では、不十分である)
- ③認可保育所の整備を全面的に進めて待機児童を解消し、保育の質の向上を図るとともに、0 歳児からの保育と幼児教育の無償化を実現します。
- ④放課後児童クラブの待機児童を無くし、利用料を無償化します
- ⑤学校給食を義務教育で完全実施し、無償化します
- ⑥ひとり親家庭を支える総合的な施策を実施するとともに、児童扶養手当の所得制限を大幅に引き上げます
- ⑦ヤングケアラーへの支援を図ります。
- ⑧大学への入学を希望する者全員に、入学金を支給し、授業料の無償化を進めます(多子世帯<3 人以上>のみでなく)
- ⑨大学生・高校生の奨学金は、給付型を基本とし、経過的に、貸与型を残す場合でも連帯保証人不要、無利子とします。奨学金返済者が、返済が困難になった場合は、減免制度を適用します。

8. 高齢者の生活を社会全体で支えます

(1) すずむ介護保険制度の崩壊を防ぎ、高齢者の暮らしを守る

家族介護の限界から介護の社会化の実現に向けて 2000 年度から始まった介護保険が崩壊の危機にあります。消費税の引上げ、保険料の倍化、そして利用者負担の拡大で介護サービスを使えない要介護高齢者が増えています。年収の全産業平均と介護職員平均の格差は 104 万 1700 円で、1 ヶ月あたり 8 万 6808 円と依然として大きいと 2024 年 1 月に U I ゼンセン日本介護クラフトユニオンが調査結果を公表しました。安い賃金や劣悪な処遇により介護労働者が減少し、そのため人手不足により施設も訪問も必要な介護サービスが足りなくなっています。保険料を払っても十分なサービスを受けることが出来ない介護保険制度は、国家的な詐欺と言えます。

2022 年秋から厚生労働省は、持続可能な介護保険制度を維持するためにと、2024 年度からの第 9 期介護保険事業計画に向けて多くの改定案の議論を始めました。応能負担による保険料の見直し、利用者 2 割負担対象の拡大、要介護 1 と 2 の総合事業の移行、ケアプランの有料化、施設の多床室の利用者負担、福祉用具の買い取りなど検討がされてきましたが、介護業界団体や市民団体など、また与党のなか

からも反対意見が出され、2023 年末には利用者 2 割負担の拡大など多くの改定案が先送りされました。保険料の見直しと施設の多床室の利用者負担のみが決まりました。

厚労省は、2024 年度からの介護報酬改定について全体は 1.59% 引上げとしましたが、訪問介護事業所の 2022 年度利益率が 7.8% の「黒字」とし、訪問介護事業の基本報酬の引き下げを決めました。実際は 36% の訪問介護事業が赤字であることも明らかにされています。このために訪問事業所が休廃業に追い込まれ、訪問介護サービスを受けられない介護難民がさらに増えます。この引き下げには業界団体や市民団体から撤回を求める声が強まっています。

すべての高齢者が尊厳をもって暮らせるよう十分な介護サービスを利用できるよう取り組みを進めます。

- ① 高齢者の保険料や利用負担を軽減するために介護保険財政の負担については国の負担を増額し、保険料を減額します。
- ② 介護労働者が誇りをもって働けるよう介護報酬とは別建ての全額国庫負担による賃金改善を行い、人手不足を解消します。
- ③ 先送りされた多くの介護保険改定案については動向を注視し、介護保険の崩壊につながる改定案に反対します。
- ④ 在宅介護の柱である訪問介護事業を休廃業に追い込む介護報酬引下げは撤回し、高齢者が安心して暮らせるようにします。

(2) 高齢者医療保険制度の転換を

後期高齢者医療保険制度は 2008 年に創設されましたが、医療費のかかる有病率の高い高齢者が多いことから医療保険としてはなじみません。その財源は、被保険者保険料約 1 割、各健康保険からの支援金約 4 割、公費約 5 割です。その多くは現役労働者の保険料負担の引上げとなっています。また、2022 年 10 月から窓口 2 割負担対象の拡大が図られ、少子化対策などの予算確保から更に 3 割負担対象の拡大議論も始まっています。窓口負担の大幅引上げにより医療サービスを控える高齢者の不安は高まります。

- ① 後期高齢者医療保険制度は廃止し、中長期的な課題として「老人保健制度」に戻します。
- ② 当面は 2022 年 10 月から窓口 2 割負担対象の拡大を図った後期高齢者医療保険の窓口負担を更に 3 割負担に引き上げることに反対し、1 割負担に戻します。
- ③ 都道府県化に伴い引き上げられた国保保険料は国の財源で協会けんぽ並みの保険料に減額します。

(3) 最低保障年金の実現などの年金改革を

国民年金では年金支給の月額が物価や賃金が増えたことから 24 年度から満額(40 年加入)で月 6 万 8

千円となりました。加入期間の少ない被保険者は普通に暮らすことができない年金額となります。世帯単位の年金制度に問題があり、個人単位でも暮らせる年金制度の確立が必要です。25年度には5年に1度の年金制度が見直しされます。労働時間を制限せざるを得ない第3号被保険者の「年収の壁」を解消するための抜本的な改革が必要です。

- ①高齢者の最低所得を補償するために国民年金老齢基礎年金を全額税方式による最低保障年金制度を新設します。
- ②最低年金額は、財源を確保しながら5万円から順次引き上げていきます。
- ③「年収の壁」を抱える第3号被保険者については、2025年に予定されている年金制度の見直しで世帯単位から個人単位の年金制度への転換を図ります。

9. 保健・医療・福祉の充実、利用しやすい生活保護制度で、いのちの安全保障を

(1) 「いつでも、どこでも、だれでも」が受けられる医療を

新型コロナウイルス感染症の拡大は、治療も受けられず、入院もできず、「助かるいのちも救えない」医療崩壊をもたらしました。生活を維持するための対策も「無為無策」「後手後手」で、休業補償や生活支援が遅れたため女性の自殺者も増加しました。家庭では、児童虐待やDVが増大し、多くの子どものいのちも奪われました。いのちを守ること、「いのちの安全保障」こそ、最優先でなければなりません。それが、政治の最大の使命です。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の2類相当から5類に移行しました。しかし、今後も「いつでも、どこでも、だれでも」が医療を受けられるようにすること、何でも相談できる窓口を行政と非営利組織の共同で充実を図ることが求められます。以下の施策を実施します。

- ①保健所と保健師を増やします。
- ②「地域医療構想」に基づく病床削減は中止します。
- ③「公立・公的病院」の統廃合は中止し、感染症指定病院を拡大します。
- ④医師の時間外勤務時間は、過労死ライン以下の月80時間以内とします。
- ⑤医学部学生の定員を増やし、医師数を増やします。
- ⑥健康保険証を存続させ、マイナンバーカードへの一本化を中止させます。

(2) 障がい者福祉サービスの拡充・充実を

日本の障がい者やその家族は、明治以来の「家族制度」が続く中で、自己責任・家族責任が押し付けられ、とりわけ女性に介護が集中してきました。家族介護を前提とした障害児者施策はもはや限界です。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しました。同条約は、「障がいのない市民との平等の実現」

を掲げ、障がい者が障がいのない人と同様の当たり前の暮らしをするために、あらゆる権利を保障し、支援をおこなう社会的責任が国や自治体にあることを宣言しています。障害関連予算を国際水準に早急に引き上げて、公的責任を果たすことが求められています。

①65 歳以上の障がい者が障害福祉サービスを打ち切られ、介護保険制度に移行する（介護保険優先原則）問題を見直します。

②障害福祉サービス等報酬の増額により、経営の安定化とサービスの質の向上、介護労働者の処遇の改善を進めます。

③精神障がい者の社会的入院の解消に向け、地域における働く場・住まいの整備拡充を推進します。

④7 月の最高裁判決を受け、「旧優生保護法下で不妊手術を強いられた障がい者らに一時金を支給する法律」（2019 年施行）を抜本改正し、政府に被害者とその家族の救済を行わせます。

（3）権利を明確にし、利用しやすい生活保護制度に

生活保護制度は、最後の「セーフティーネット」です。しかし、各市町村の福祉事務所の窓口では、生活保護申請者を追い払ったり、申請書を提出させないように誘導する「水際作戦」と言われる対応をする自治体もあります。

また、自治体が申請者の扶養義務者（民法上）に扶養できるかどうかの問い合わせる扶養照会が、生活保護申請をためらわせる最大の要因になっています。

このような現状を改め、生活保護制度は、憲法 25 条の生存権を保障するものであり、利用しやすいものにしなければなりません。

①法律の名称を「生活保障法」に改正し、実施機関は申請権を侵害してはならないことを明記します。

②生活保護の水準を「健康で文化的な生活ができる」水準に引き上げます。

③扶養照会を止めさせ、申請時の手持ち現金保有額の引き上げ（現行保護基準の月生活費の 2 分の 1 を 3 倍に）、資産保有の緩和（乗用車の保有など）を図ります。

④ケースワーカーの必要人員を法定化し、都市部 60 世帯に 1 人、郡部 40 世帯に 1 人以上とします。また、生活保護の実施に係る費用は、全額国の負担とします。

10. 人間らしく働き続けるための政策－貧困と格差の解消

（1）過労死を根絶し、1 日 8 時間働けば誰でも暮らせる社会をめざします

①最低賃金の時給を、今すぐ全国一律 1500 円（目指せ 1700 円）に引き上げます。

・最低賃金審議会をすべて公開とし、年複数回開催に改めさせます。また、労働者委員を連合限定でなく、低賃金労働者の代表を委員として出席させ、最低賃金の決定にあたってはその意見や生計費のうち

「基礎的支出項目」を採用し、反映させます。

・単身世帯の生計費は、全国アンケート結果ではどこでもほぼ同じです。また、格差によって若者を中心に最賃のより高い地域に人口流出し過疎化がより進むことから、現行のランク制を廃止し、「全国一律最低賃金制度」にします。

②残業時間の上限(罰則付き)を1日3時間、月45時間、年360時間とし、違法な不払い残業(サービス残業)を根絶するため、すべての労働者の労働時間の把握と記録を罰則付きで義務付け、過労死ゼロの実現をめざします。法定労働時間も短縮します。

③労働時間規制をなくす高度プロフェッショナル制度は廃止を目指します。裁量労働制の拡大に反対し、裁量労働制を原則廃止します。当面、規制を強化して、名ばかり管理職など、長時間労働の「抜け穴」・脱法行為をなくします。使用者側による一方的な評価に基づく成果主義を規制します。

④政府の「規制緩和で市場任せ」で労基法を「労使の選択を尊重」する見直しに反対し、労働基準法の空洞化を許しません。また、最低基準である労働基準法違反への刑事罰の重罪化、労働基準監督署の予算と人員を拡充し、労働基準監督機能を強化します。併せて、労働法制の周知と順守を徹底させます。

⑤勤務終了から次の勤務時間開始までの休息时间(勤務間インターバル)制度を導入し、インターバル時間は11時間とします。

(2) 差別を許さず、働き続けられる職場をつくります

①賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件について、正規労働者と非正規労働者との差別的取り扱いを禁止します。

②ジェンダー、国籍、障がい、年齢、LGBTなどによる差別を禁止します。ジェンダー平等を促進、男女の賃金格差の解消に向け、雇用形態・賃金格差公示制度をつくり、企業ごとに正規・非正規の構成比と賃金格差、男女賃金格差を公表するようにします。その履行を国が指導・督励する仕組みを作り、賃金格差を是正します。

③「5年無期転換ルール」を厳守させ、違法・脱法的な解雇・雇い止めをやめさせます。

④客観的な必要性のない有期雇用を禁止します。(公共事業を有期雇用正当化事由とは認めません。)

⑤ハラスメントを法律で禁止し、職場からハラスメントを一掃します

⑥介護離職と、がんなど病気による離職をなくすための諸制度を拡充し、企業への義務付けを強めます。

⑦「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」創設に伴って成立した「出入国管理・難民認定法」の抜本的に改正で、人権無視・低賃金・長時間労働をなくし、差別を禁止し、外国人労働者の人権と労働環境を守ります。また、送り出し国のブローカー等の介在や、日本における中間搾取を生じる一次受け入れ団体の介在の防止策を講じさせます。

(3) 非正規雇用を規制し、正規雇用への転換を進めます

①「正規雇用が原則、非正規は例外」を明確化します。一時的・臨時的な業務に限る「入口規制」と、一定の条件で無期契約とみなす「出口規制」の徹底、労働者派遣法の廃止を目指し、当面、規制強化の抜本改正を行います。派遣先企業の正規労働者と同等の労働条件を保障し、正規労働者化します。派遣の受け入れ期間の上限を1年とします。

②日雇い派遣を禁止し、日雇いは全てハローワークの職業紹介にします。

③「解雇の金銭解決」導入等解雇の自由を許さず、使用者側の雇用責任を明確に求める法制を拡充・創設し、罰則規定を明文化し強化します。

恣意的な雇用調整の個人請負者や、「ギグワーカー」「フリーランス」「シフト制」労働者など「雇用によらない働き方」に労働法規を適用し、団結権、団体交渉権、ストライキ権を保障するとともに、賃金の最低保障や休業手当の支給など 権利保護のルールをつくって規制を徹底し、安心して働き生活できる条件を整えます。

④「官製ワーキングプア」と言われる低賃金・不安定雇用の「会計年度任用職員」の待遇改善を積極的にすすめます。国、自治体などで働く非正規公務員・労働者の時給をただちに1500円以上に引き上げると同時に、「望む人」は正規化する仕組みと財政措置をとり、まず足元から公約を実行することを求めます。

⑤「同一価値労働同一賃金」を徹底させ、「正当な理由」のないパートタイム労働を禁止し、パートタイム労働者の正規労働者化の権利を保障します。

(4) 雇用のための公的支援を拡大します

①生活保障と再就職保障を図るため、現行の「求職者支援制度（職業訓練受講給付金）」（雇用保険による失業給付が切れた人、雇用保険からの失業給付がない失業者等を対象）を抜本的に改善します。

②公的就労支援事業を実施します。

・公契約法を制定します。国と地方自治体は、新規公共事業を発注する際は就労者の一定部分に失業者を優先雇用します。

③保育士、介護士、看護師の賃金・勤務体制の大幅な改善と正規雇用化を進めます。

④中小企業の賃上げを促進するため、社会保険の負担の軽減等優遇措置と財政支援を行います。

11. 教育 — 公的サービスの充実で、公平で豊かな学びを—

本来、学校は子どもたちの主権者意識や人権意識を育むところです。ところが、今の学校は、不登校の子どもや病気休職の教員が過去最高となり、子どもからも教職員からも拒絶されています。2023年4

月1日に施行された「こども基本法」は、子どもの権利条約の原則を踏まえた包括的な法律です。憲法や「こども基本法」に基づいて、子どもや教員の声を教育政策に活かす抜本的な見直しに取りかかり、学校に民主主義という希望を取り戻しましょう。

(1) 教育施策に子どもの声を

- ①「こども基本法」「こども大綱」を周知・徹底します。各自治体での「こども条例」づくりを進めます。
- ②子どもオンブズパーソン（子どもの権利救済機関）を導入し、子どもの声を校則などの見直しに取り入れます。

(2) 平和・人権・主権者教育を進め、教育への政治介入を防ぎます

(3) だれ一人取り残さない教育を

- ①高校入試での定員内不合格をなくし、希望者全入を原則とします。
- ②障がいの有無に関わらず、どの子ども地域で学ぶ権利や授業での合理的配慮を保障し、多様な子どもたちが共に学び合うフル・インクルーシブ教育をめざします。
- ③ヤングケアラーやLGBTQの子をはじめ、誰もが安心して学び合える学校をつくります。
- ④朝鮮学校に幼保無償化、高校無償化を適用し、学ぶ権利を公平に保障します。
- ⑤外国籍の子どもや無戸籍の子どもの就学、進学にとりくみます。
- ⑥夜間中学や定時制高校の条件整備を進め、様々な人たちの学びを保障します。
- ⑦学ぶ権利を奪ってしまう安易な学校統廃合は行いません。

(4) 学びが深まる学校を

- ①全国学力テストを廃止し、点数を競う学習から学ぶ意欲が深まる学び合い学習へチェンジします。
- ②学校や教員の教科書採択の権限を強めます。
- ③学習指導要領を改訂して、授業（時数・内容）の過密化を解消します。
- ④義務教育全期間で30人学級（少人数学級）を実施します。

(5) 義務教育の完全無償化を

- ①日本のGDPに占める教育予算の割合2.8%をOECD平均4.1%まで上げます。
- ②給食費の無償化をはじめ、義務教育の完全無償化をめざします。

(6) 高校、大学の充実を

- ①経済的理由や障がい等の理由で高校、大学の進学を諦めることのないようにします。そのため、高校

無償化の所得制限を撤廃や、大学や専門学校の授業料を当面 1/2 に引き下げ、段階的に無償化します。
また、奨学金制度を無償貸与や返済の抜本的な改善を行います。

②高校生の個人情報、自治体が自衛隊へ提供することを認めません。

③大学の自治を尊重し、民主的な運営を進めます。

(7) 公的サービスの充実を

①安易な民間委託や企業の参入を認めず、公的な取り組みを強めます。

②民間企業が行うテストを入学試験に活用することはしません。

③学校は災害時に避難所となるため、地域の人とのつながりを図り、体育館の冷暖房化とトイレの洋式化を進めます。

(8) 働きやすい職場環境を

①長時間労働を助長する給特法(公立教員給与特例法)は廃止し、労働基準法を適用します。

②8時間労働に見合った定数改善を行うとともに、非正規教員を減らします。

(9) 生涯学習の機会拡大を

①生涯を通じての学びを保障する通信教育や夜間大学(院)などを充実させます。

②公民館、図書館、スポーツ施設等の公的サービスを維持し、生涯学習・スポーツの場を確保します。

12. 農林漁業の育成 一食の安全保障と温暖化防止

(1) 食料安全保障の決め手は食料自給率の向上

2023年度の食料自給率は38%(カロリーベース)でした。日本は先進国中最低の食料自給率が続いています。異常気象や発展途上国の食料需要の拡大、ロシア・ウクライナ戦争による輸出規制や物価の急騰など私たちは「このままでは飢える」現実と直面しました。中国やインドなどの急成長により、いまや食料が自由に入る時代は過ぎ去りました。わが国の食料安全保障の確立は緊急かつ最優先課題です。その決め手は食料自給率の向上です。食料安全保障のための罰則付き食料困難事態対策法は廃止し、食料備蓄を2月から1年に強化します。飼料米をはじめ小麦、大豆、菜種などの作付けを拡大し自給率を当面50%に引き上げ、その目標は70%とします。

(2) 種子法復活、種苗の自家採取の自由化を

WTO総自由化により種子法の廃止、種苗法改正が行われました。その結果タネや苗が巨大アグリビ

ジネスに独占される恐れがあります。農業が大企業や外国に支配、管理されないように種子法を復活させ、種苗の自家採取の自由化を進めます。

(3) ゲノム食品や遺伝子組換え農林水産物に反対

遺伝子が組替えや、ゲノム操作された農林水産物に反対します。健康や生態系に及ぼす影響が充分解明されていないからです。遺伝子操作された農林水産物が1%以上含まれている食品には、その内容量の表示を義務付けます。

(4) 公共調達、地産地消、国産国消の輪を広げ食育推進

公共調達、地産地消、国産国消の輪を広げます。世界文化遺産となった「日本型食生活」の学びを通して、安全安心の健康な食生活、農林漁業、農山漁村への理解を深める食育を進めます。科学的根拠のない機能性食品やサプリメント、食品添加物に反対します。地域農業と結びついた学校給食(自校方式)の拡大や学校農園、学級農園を拡大します。

(5) 農林漁業者への直接所得補償の確立を

食と水、みどりと健康を守る農林漁業は私たち国民のいのちを守る生命産業です。しかし農林水産物の輸入自由化による価格低迷や厳しい労働、生活苦のため後継者不足が大きな問題となっています。EUやアメリカで行われている所得補償制度にまなび、農林漁業者への直接所得補償制度(生産費保障)を確立します。当面戸別所得補償制度を復活します。また農業への参入を容易にする就農支援制度の充実強化を図ります。

(6) 家族農業、集落営農、環境保全型の農林漁業の育成

規模拡大や企業の農業参入優先ではなく家族農業や集落営農、農業公社を育成し、農福連携、生消提携、耕畜連携の輪を広げ、有機、減農薬農業を発展させます。中山間地域の農地、農業、農村を守るための「中山間地農業直接支払い制度」や無農薬、無化学肥料で環境を守っている有機農家への「環境支払い制度」を充実させます。農林業の環境保全型地域循環システムを構築し地域農業を発展させます。

(7) 国有林の体制強化や公有林、民有林への支援強化

日本の国土の66%を占める森林について国有林の体制強化や公有林、民有林への支援強化を行います。森林吸収源対策を強化するため植林、手入れ、伐採のサイクルを確立し、補助金を増加させCO₂の吸収を増加させます。

林業労働者の労働条件を改善します。労働力を確保するとともに環境譲与税と環境税を活用し森林づくりを進めます。

1980年の3割まで激減している林業労働力減少に歯止めをかけ、林業大学校を増やし、新規就業を増やします。市町村の林業部門を強化し森林整備を進めます。

13. 大規模自然災害への対応

2024年は新年早々、能登半島が大地震に襲われましたが、8月8日には「南海トラフト巨大地震臨時情報」が発表されました。日本列島は地震の活動期に入っているとされ、大地震による被害が心配されています。大型台風も襲来し、異常気象による自然災害も日本だけでなく世界各地で頻発し尊い人命が失われています。

今回の能登半島地震では「道路は寸断され、海底の隆起や岸壁の損傷で使用できなくなった港も多く、海路もほとんど機能しませんでした。

警察庁の検証報告(8.1公表)によると、「1月2日には小型車両が現地についたが、災害対策機材を積んだ大型車は同月4日まで足止めされた」という。「道路寸断情報は警察庁に入っていたが集約する体制がなくルートの解明に時間がかかった」というのが「自然災害大国日本」の実態です。

この現状を踏まえ、緊急的施策を提示します。

(1) 専門の防災組織を設置が必要、防災省の設置

日本では災害救援と言えば自衛隊と言われます。しかし、自衛隊は本来的に戦闘組織であり、災害救助の中心組織にはなりません。

阪神・淡路大震災での人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動の必要性等の教訓を踏まえ、1995年実働部隊として「緊急消防援助隊」が創設されました。

2004年4月から正式に消防組織に位置づけられ、大規模災害や特殊災害が発生した際には、消防庁長官の指示または求めにより、これらの部隊が出動することになりました。2023年度末までの登録目標隊数が概ね6,600隊規模に大幅増隊することになってはいますが、合同訓練は数年に一度、災害時の臨時的緊急集合組織であることは変わりません。

現在、政府の防災体制は、特命担当相や内閣府の政策統括官(局長級)が各省庁との総合調整を務めることになってはいますが、能登半島地震を踏まえ、災害発生時に国からの1000人規模の応援要員の確保や司令塔機能を担う次官級の「防災監」のポストを新設し、内閣府の統括官や各省庁を束ねるとしてはいます。

しかし専門の実働部門を併設し、常時、消防・警察・自衛隊・災害医療チームなど、緊急即応部隊を統括する態勢がなければ今や大災害に対応できことは自明となっています。

各国には、米国連邦緊急事態管理庁、イタリア市民保護庁など国民のいのちを守り、速やかに生活再

建を担う行政組織と実動の緊急災害救助組織があります。日本でも警察・自治体消防などと連携する緊急災害に対応する専門センター組織が必要です。かつ専門センターは、実際の実働部隊、各災害対応組織と連携指導できる経験・能力をもつ専門部署の併設が必要です。

それには消防庁を母体としてあらたに『防災省』を新設し、全国7か所を管区に『広域防災センター』(支所)を置き、現在の緊急時に召集される「国際緊急援助隊」も常設組織とすることが必要です。

(2) 自治体機能を再建し、全体掌握の為にもドローンの活用徹底を

災害時の対応は被災の現場に最も近い自治体が大きな役割を果たします。しかしその自治体は、防災計画の作成や避難所改善、緊急時対応や訓練、経験蓄積も実際上困難になっています。自治体の財源確立も含め、強化が必要ですが、当面緊急を要するのは高齢化で取り残されている「家屋の耐震」や被災状況を速やかに確認し、中央の防災責任庁との連絡確保です。今回の能登半島沖地震の経験や、孤立した集落の状況確認や緊急物資の搬送のためにも、すでに運用準備されている自治体もありますが、「ドローン配置・運用」が必要です。国の予算措置を徹底すべきです。

(3) 「避難所統一基準」を定めよ

日本の避難所の劣悪さは世界の水準に大きく遅れています。避難生活に伴う災害関連死は、平成の30年間で4,958人と発表されています。しかしこれは申請して認定された人数で、実際はもっと多いと推測されています。その原因は調査の結果、約51%が避難所における生活の肉体・精神的疲労で、環境さえよければ防ぎ得た死だったのです。とくにエコノミークラス症候群で死亡した現役女性、つまり母親世代の割合が高齢者より高かったことは注目に値するといえます。避難所における女性を取り巻く状況はより深刻であることを示しています。

日本では災害対策基本法で、避難所の開設などは被災した市区町村の役割と定められています。避難所の環境改善は市区町村の努力義務にとどまり、全国1741市区町村ごとに運営方法もバラバラです。2019年の台風19号を教訓に、段ボールベッドの備蓄を進める千葉市や、東日本大震災を経てキッチンカーの活用を予定する宮城県名取市など、大災害を経験したかどうかで、意識や対策に差が出やすいのです。一日も早く避難所の統一基準の作成が必要です。

(4) 被災者生活再建支援法の充実が急務

①防災・減災対策の必要は言うまでもありませんが、被災しても元の暮らしに戻す仕組みづくりがもっとも重要です。「阪神淡路」の現実から新社会党も参加して「被災者生活再建支援法」が成立しました。内容は貧弱なものでしたが、これまで義援金に頼っていた国の被災者支援策を転換させました。その後改善され現支援法は、被災者の再建に大きく役立てられる法律制度になってきましたが、生活再建には程遠いものです。

②今回の能登半島地震で、野党が統一して提出した改正案、支援金最高額 600 万円、▽「全壊」や長期間の避難を余儀なくされている場合は、現在の 300 万円から 600 万円に、▽損害の度合いが 40%以上 50%未満の「大規模半壊」は、現在の 250 万円から 500 万円に、▽「中規模半壊」に該当しない、損害の度合いが 20%以上 30%未満の半壊は現在、支援金の対象となっていませんが、最大で 250 万円を新たに支給するとしています。さらに充実させる必要があります。

【参考】

最近、TKB という言葉を聞くことがあります。T (トイレ)、K (キッチン)、B (ベッド) のことです。日本と同じように自然災害が多いイタリアでは、T トイレだけではなくシャワーも付いています。K は食事で、食堂が設営され、キッチンで調理した料理が出ます。B は睡眠と生活環境で、テントが用意され 4 人家族なら約 100 m² の空間にベッドが入り、空調も完備されています。そこにはもちろん衣服もあり、防寒着や下着、中衣なども揃っています。

それを可能とするために、イタリアには全国各地に巨大な備蓄基地が設置されています。基地には常時約 10,000 人が長期避難生活を不自由なく過ごせる資機材が備蓄されていて、緊急時にはトラックで 48 時間以内に必要な物資が届けられるようになっています。また事前に登録されている調理師が 48 時間以内に出動し、臨床心理士も PTSD 予防に向けて現地入りする体制が出来ていると言われてしています。

国際社会における人道対応の事実上の基準となっているのは「スフィア基準」があります。スフィア基準では、人道憲章を柱に、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の一人当りの最小面積、保健サービスの概要などの詳細が定められており、避難所などの現場で参照される指標となっています。

アメリカの疾病予防管理センター(CDC)の避難所環境アセスメントには、一人当たり 3.3 平方メートル以上のスペースがあり、水道・お湯が使える。電気が使え、寒くなく、食事が冷たくない、簡易ベッドなどがあるなど、55 項目を基準としています。日本では、避難所のガイドライン(指標)はありますが、具体的な全国統一基準がありません。これがいつまでも避難所が改善しない要因です。統一基準の作成は喫緊の問題です。

* スフィア基準参照

「スフィア基準 (スフィア・ハンドブック)」のホームページ

<https://jqan.info/documents>

①居住空間について「1 人あたりのスペースは、最低 3.5 平方メートル確保すること」3.5 平方メートルはおおよそ 2 畳分。寝返りをうったり、スペースを保ったりするために最低でもこのくらいは必要だとさ

れています。

②トイレについては「20人に1つの割合で設置」となっています。かつ「男性と女性の割合は1対3」です。

14. 地方自治の充実で地域を再生し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を

(1) 地方自治の充実により民主主義の基盤を築く

- ①団体自治や住民自治の制度保障を基礎に、政治参加を単なる選挙による間接民主主義に限定せず、地域に根付いた自治的な民主主義や合意形成を重視することにより、地域から民主主義を構築します
- ②国は大規模災害や感染症などの非常時に個別法の規定がなくとも、自治体に必要な指示ができるようにした改定地方自治法は廃止します。
- ③地方交付税の大幅増額や地方税を拡充します。
- ④地方自治体運営基盤の強化と多様な声の反映と地方自治の充実、議会における女性のクォータ制導入や定住外国人の地方参政権を実施します。

(2) どの地域に住んでいても安心して暮らせること、地域間格差の解消

- ①一極集中から多極分散の社会・経済へ転換します。
- ②空き家の活用をはじめ、公営住宅の拡充や家賃支援制度を進めます。
- ③公費助成等でローカル鉄道やバスを維持します。
- ④医療体制維持充実と公費（とりわけ国費）負担増による国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の充実と加入者の負担減を進め、国保加入者にも健保同様、傷病手当を創設します。
- ⑤第1次産業就業者の生活保障（農業者の所得補償など）を行います。
- ⑥地域経済の好循環と持続システムの構築や、中小企業振興条例制定と活用・全国一律最低賃金制を導入します。
- ⑦防災・減災のインフラ整備を進めます。

(3) 民営化に反対し、自治体の公共性の復活・拡大

- ①公契約条例制定と改善、入札制度の改善、自治体の委託や請負事業で働く労働者の賃金を始め労働条件の抜本的改善を進めます。
- ②会計年度任用職員の労働条件の抜本的改善と正規職員化を進めます。
- ③保育士や介護福祉士等の公定価格の引き上げや、公立保育所建設の国庫補助金再開を求めます。
- ④公的施設（建物や公園等）の切り売り等にストップをかけます。

〈補論〉 今、必要とされる経済政策は
～GDP 市場主義から「浪費なき成長」への理念の転換を～

(1) 働く者のいま～劣化した日本経済

日本の実質賃金は 2024 年 5 月まで 26 カ月連続で減少しています。23 年春闘では 30 年ぶりの賃上げ率と言われましたが、物価上昇率に追いついていません。一方、米国や英国、ドイツでは 23 年夏には名目賃金の伸びがインフレ率をすでに超えています。日本では 25 年間、実質賃金はほとんど上がっておらず、世界の先進国に大きく後れを取っています。それは日本の労働生産性が上がらなかったせいだとまことしやかに言われることもありますが、決してそんなことはありません。国際比較しても、同時期の日本の労働生産性は見劣りするほどではありません。

この 25 年間に会社従業員の、給与+賞与は大きく伸びています。また株主への配当もそれ以上に伸びています。また企業の内部留保は 2023 年 3 月には約 555 兆円と、11 年連続で過去最高を更新しています。一方、従業員は正社員から非正規雇用に置き換えられてきました。非正規雇用の増大は正社員の賃上げ抑制の一因ともなり、全体の給与は上がらなかったのです。

それに加え、企業への法人税率は引き下げられる一方で、消費税は 3 度にわたり引き上げられ、税に社会保険料負担増を加えた国民負担率は増大しつづけました。その結果、格差は拡大し、相対的貧困率は高止まりし、未婚率が増加し、少子化が進んでいます。明らかに分配のあり方に問題があるのです。

(2) 市場原理主義～新自由主義による政策との決別を

中曽根内閣に始まり、小泉内閣で強められた市場原理主義に基づく、規制緩和、民間委託、労働法制の改悪がこのような事態をもたらしました。従来、自治体が直営で担ってきた事業は民営化され、民間会社が利益を得る一方、そこで働く人々の賃金は抑制されてきました。労働者派遣法も改悪され、派遣先は原則自由化され、製造業にも解禁され、派遣期間が延長されました。自己責任論がまかりとおり、国民はガマンを強いられてきました。ソ連型社会主義への対抗の必要性もあり維持されてきた「福祉国家」は非効率とされ、世界的にも後退してきました。その結果がリーマンショックだったわけですが、かつてのような福祉社会に戻ったわけではありません。

(3) GDP 至上主義、生産性神話との決別を

そしていつの間にか、日本の政治家や財界人、学者の間に「生産性向上神話」が蔓延するようになり、多くの国民もそれにとらわれるようになりました。不況期に陥るたびに公務員バッシングや生活保護者にさえ、いわれのない批判が向けられるようになりました。第 2 次安倍内閣は「毎年実質 2%、名目 3%

の GDP 成長」や「第 3 の矢=民間投資を喚起する成長戦略」を掲げましたが、結局失敗に終わりました。

そもそも GDP という指標は欠陥だらけです。育児や介護を含む家事労働、人々の善意による農産物等の近隣への贈与はカウントされません。一方、武器製造や粗悪品、麻薬の製造、或いは自然環境を破壊する行為はカウントされてしまいます(再開発に伴う樹木伐採も同様です)。一人当たり GDP と、生活に満足する人(幸福度)の割合は連動しないことが国際的にも明らかになっています。本年秋には国連未来サミットでグテーレス事務総長などの提唱する「GDP を越えて (脱 GDP、ビヨンド GDP)」が議論され、また 2025 年に改定予定の国民経済計算の国際基準においても、従来 GDP が無視してきた自然資本や環境、人々の満足度などを計りうる要素をどう取り込むかが議論される予定です。

(4) これからの経済成長のあり方は

私たちは成長させる分野を選択し、そこに資源を集中するべきだと考えます。医療、教育、文化、福祉などがそれです。その際、幸福度の高い北欧などのあり方から学ぶべきものがあります。沸騰化とも称される地球気候危機への対策を 50 年も前から国民的な合意を形成しつつ実行してきたデンマークの再生可能エネルギーの拡充などはその一例であり、『浪費なき成長』を訴えた故・内橋克人さんもいち早く紹介してきたところです。

日本では、何に力を入れるべきか。2つの例を挙げます。

一つは再生可能エネルギーへの転換の本気度を強めるためにも、原発への依存をすみやかに停止し、温室効果ガスの排出削減、脱炭素社会の早期実現に向けた取り組みが急がれます。太陽光や風力などによる発電コストは既に著しく低下しています。家庭での太陽光発電は初期費用が高いものの、補助金等の活用によりかなり普及してきました。また従来の太陽光パネルとは異なる方式も進化しつつあります。また節電、蓄電技術にも力を入れるべきです。

もう一つは子育て支援です。家族関係社会支援費を諸外国並みの GDP の 3% に増やし、非正規の待遇を改善し、育児休業制度の導入・拡充を図る。新婚家庭への一時金支給、住宅支援もあってよい。また高すぎる大学入学金、授業料を是正し、返済無しの奨学金の対象を拡大すること。「子育て中世代への住宅費支援」「公営のベビー・ホームヘルパー(保育ママ)制導入」「有償看護休暇の創設、長期化」なども検討されるべきです。

これらは自公政権では実現されないことは明らかです。彼らには不公平税制に手を付ける意思も能力もないからです。

更に、労働者のための、真の「働き方改革」が必要です。労働基準法は一日 8 時間、週 40 時間を法定労働時間と定めていますが、実際には守られていない実態が蔓延しています。日本の労働時間は、高度経済成長の時代から今日に至るまで、ずっと長時間労働の状態が続いています。長時間労働は、過労死や過労自殺、過労による精神疾患をはじめ、働く人たちの心と体をすり減らす大きな問題です。

ここでも北欧諸国に学ぶことができます。例えばデンマークでは、「子持ちの親」を基準にして職場が回っているといます。基本の帰宅時間は午後4時で、子どもの送迎で早退するのは日常茶飯事、子どもの風邪による在宅ワークも欠勤も当たり前。子持ちの社員は、社員である以上に「親」である。仕事よりも「親としての役割」を優先するのは当たり前、という共通認識があるそうです。

日本でもこうした労働慣行を目指し、法整備を進め、行政指導を強化します。同時に労働組合運動の強化も必要です。